

山梨県公報

第千五百五十八号

平成十七年

三月三十一日

木曜日

目次

告示

山梨県土地利用基本計画の変更	二二九
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	二二〇
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	二二〇
救急病院等の認定	二二〇
山梨県林業改良指導員を置く位置指定の廃止	二二〇
肥料取締法施行細則第五条の規定による表示事項の一部改正	二二〇
土地改良区の解散の認可	二二〇
道路の区域変更(八件)	二二〇
道路の供用開始(二件)	二二三
急傾斜地崩壊危険区域の指定	二二四
都市計画事業の事業計画の変更認可	二二四
建築基準法に基づく道路位置指定	二二五
町の区域変更	二二五
収入証紙売りさばき人の指定	二二五
収入証紙売りさばき人からの廃止の届出	二二六
平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	二二六
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	二二三
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	二二三
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二二三
事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針	二二三
貸金業者の業務停止の処分(四件)	二三四
基本測量の実施	二三四
土地区画整理事業の換地処分	二三五
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	二三五

開発行為に関する工事の完了について……………一三五

人事委員会

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………一三六
山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………一三六

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一三六

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一三八

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一三八

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一三九

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………一三九

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………一三九

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則……………一四〇

義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………一四〇

再任用短時間勤務職員の給料月額に関する規則の一部を改正する規則……………一四〇

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則……………一四一

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………一四一

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………一四四

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………一四六

公安委員会

猟銃用火薬類の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則……………一四六

山梨県公安委員会公文規則の一部を改正する規則……………一四七

山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則……………一四七

その他

山梨県立女子短期大学行政文書管理規程を廃止する規程……………一四七

正誤

昭和五十一年三月十六日付け号外第十七号中……………一四七

告示

山梨県告示第百七十四号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十一号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のと

おり公表する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の農業地域及び森林地域の変更

二 変更内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画部企画課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十五号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「さいたま市」の次に「、静岡市」を加える。

附則

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県告示第七十六号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「横浜市」の次に「、静岡市」を加える。

附則

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県告示第七十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨大学医学部附属病院	中巨摩郡玉穂町下河東千百十番地

二 認定期間

平成十七年三月二十九日から平成二十年三月二十八日まで

山梨県告示第七十八号

山梨県林業改良指導員を置く位置指定(昭和三十三年山梨県告示第二百四号)は、廃止する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第七十九号

肥料取締法施行細則第五条の規定による表示事項(平成十四年山梨県告示第十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

表中「液状養液肥料」を「液状養液肥料又は液状複合肥料」に、「別表1の1の(1)のケ、コ又はサ」を「別表1の2の(1)のフ、イ又はチ」に改める。

山梨県告示第八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、平成十七年三月二十五日増田土地改良区の解散を認可した。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、平成十七年四月一日から適用する。その関係図面は、山梨県土木部

道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、平成十七年四月一日から平成十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス甲斐線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南アルプス市大字上今諏訪字堀上四四一番の四地先から 南アルプス市大字野牛島字三ノ割一・二六番の一地先まで	新	旧	五・九	四三七〇・〇
			三五・五	四三七〇・〇
			四八・〇	四三七〇・〇
南アルプス市大字上今諏訪字堀上四四一番の四地先から 南アルプス市大字野牛島字横堰下一四二二番の三地先まで	新	旧	一一・〇	四五七〇・〇
			四八・〇	四五七〇・〇
南アルプス市大字上今諏訪字堀上四四一番の四地先から 南アルプス市大字野牛島字横堰下一四二二番の三地先まで	新	旧	一一・〇	四五七〇・〇

山梨県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南アルプス市大字上今諏訪字堀上四四一番の四地先から 南アルプス市大字野牛島字横堰下一四二二番の三地先まで	新	旧	一一・〇	四五七〇・〇
			四八・〇	四五七〇・〇

笛吹市大字御坂町上黒駒字小仏五二九五番の二〇地先から
笛吹市大字御坂町藤野木字二ツ洞四七九番の一地先まで

新	旧
二〇・二	二〇・二
二四・二	三九・二
一五八・〇	一五八・〇

山梨県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、平成十七年四月一日から適用する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、平成十七年四月一日から平成十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笛吹市大字境川町三柵字堀向六四八番の一地先から 笛吹市大字八代町米倉字向田一一五番の一地先まで	新	旧	七・〇	二〇三九・八
			一五・〇	二〇三九・八
笛吹市大字境川町三柵字堀向六四八番の一地先から 笛吹市大字八代町米倉字向田一一五番の一地先まで	新	旧	一一・〇	一七六〇・〇
			二二・〇	一七六〇・〇
笛吹市大字境川町三柵字堀向六四八番の一地先から 笛吹市大字八代町米倉字向田一一五番の一地先まで	新	旧	一七・〇	一七六〇・〇
			二二・〇	一七六〇・〇

山梨県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局石川建設部において、この告示の日から平成十七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古関割子線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町大字古関字三宮司平二四九番の一地先から 南巨摩郡身延町大字三沢字宮ノ前一〇一六番地先まで	旧	四・五 二三・五	七〇一九・〇
南巨摩郡身延町大字古関字下日向五一六番の一地先から 南巨摩郡身延町大字三沢字西田五九一七番地先まで	新	四・五 二三・五	七四六七・六

山梨県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、平成十七年四月一日から適用する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、平成十七年四月一日から平成十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日野春停車場線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北杜市長坂町大字富岡字富岡六六番の三地先から 北杜市高根町大字下黒沢字向井三三四番地先まで	旧	六・八 七〇・〇	一七九四・三
	新	五・〇 六三・〇	三四四九・〇

新	旧	延長 (メートル)
五・〇 六三・〇	六・八 七〇・〇	三四四九・〇

山梨県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、平成十七年四月一日から適用する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、平成十七年四月一日から平成十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横手日野春停車場線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北杜市長坂町大字日野字日野春三二二四番の三地先から 北杜市長坂町大字富岡字富岡八二番の三地先まで	旧	六・八 七〇・〇	三七〇〇・〇
	新	五・〇 六三・〇	一七五四・〇

山梨県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖上九一色線

山梨県知事 山 本 栄 彦

三 道路の区域

区	間	旧新の別	
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町大字長浜字東八杭一 四番の二地先から 南都留郡富士河口湖町大字長浜字東八杭一 六番の二地先まで	旧	二二・〇 二二・〇	八〇・〇
	新	一五・〇 二二・〇	八〇・〇

山梨県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、平成十七年四月一日から適用する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、平成十七年四月一日から平成十七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二八五番の 一地先から	旧	九・二丁 一〇四・〇	二二三五・五
	新	九・二丁 一〇四・〇	二二三五・五
大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二九〇番の 二地先から	旧	五・二丁 一八・四	四四一・五
	新	五・二丁 一八・四	四四一・五
大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二〇三番の 一地先まで	旧	八・八 五一・三	一九二二・五
	新	八・八 五一・三	一九二二・五
大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二八五番の 一地先から	旧	九・二丁 一〇四・〇	二二三五・五
	新	九・二丁 一〇四・〇	二二三五・五

大月市七保町大字瀬戸字竹平二二〇七番の
九地先まで

山梨県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	河口湖上九 一色線	南都留郡富士河口湖町大字河口 字湖辺三二二番の二地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口 字湖辺三〇八〇番の五地先まで		二二六・〇	平成十七年 三月三十一 日

山梨県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士河口湖 富士線	南都留郡富士河口湖町大字浅川 字産屋ヶ崎一番の六地先から 南都留郡富士河口湖町大字浅川 字産屋ヶ崎五七番の二地先まで		三九三・〇	平成十七年 三月三十一 日

山梨県告示第百九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、
 山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供す
 る。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

急傾斜地崩壊危険区域		標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
大野	一		上野	原			大野	戸の漆	一一二二二番 地先水路敷
	二		同	同			同	同	一一二二二番
	三		同	同			同	同	一一二二二番
	四		同	同			同	同	一一二二二番
	五		同	同			同	同	一一二二二番
	六		同	同			同	同	一一二二二番
	七		同	同			同	同	一一二二二番
	八		同	同			同	同	一一二二二番
	九		同	同			同	同	一一二二二番
	十		同	同			同	同	一一二二二番
	十一		同	同			同	同	一一二二二番
	十二		同	同			同	同	一一二二二番
	十三		同	同			同	同	一一二二二番
	十四		同	同			同	同	一一二二二番
	十五		同	同			同	同	一一二二二番
	十六		同	同			同	同	一一二二二番

山梨県告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事
 業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一
 項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
 富士河口湖町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 富士北麓都市計画下水道事業富士河口湖町公共下水道
- 三 事業施行期間
 昭和五十二年七月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
 昭和五十二年山梨県告示第三〇一号、昭和六十二年山梨県告示第四二二号、平成二年
 山梨県告示第四二八号、平成八年山梨県告示第二二七号、平成二二年山梨県告示第
 二一四号の事業地に富士河口湖町大字船津字桜休場、字上桜休場、字東沼、字西狐
 塚、字下狐塚、字上狐塚、上堀休場の全部、大字船津字松之木、字上松之木、字水
 之元、字東恋路、字八本木、字沼、字東荊原、字下善郷塚、字下六本松、字上六本
 松、字島子山、字横塚、字東横塚、字西見返シ、字東見返シ、字吉本柏木、字胎内
 及び字恵語並びに字松之木の各一部を加え、大字小立字地蔵前、字祝畑道下、字馬
 乗石山、字長崎及び大字勝山字宮里、字シッコゴ、字川渡、字中曾、字下寄ヶ崎、
 字入海、字上長塚、字下東躰躰、字東上躰躰、字下白木、字中白木、字下伝水、字
 上伝水、字西端穴上尾根、字西端穴下尾根、字西下端穴、字西中端穴、字西上端穴、
 字鬼久保及び大字西湖字富士崎、字根場、字西湖南、字満留尾、字西ノ越、桑留尾
 浜、字井利、字桑留尾板の下、字中川原、字前浜、字大輪山、字津原及び大字長浜
 字宮ノ上、字浜端、字小宮入、字小宮、字的場、字佛立、字大輪、字八杭坂、字足
 和田、字天神下、字見附、字尾崎、字富士見、字躰躰、字札木及び字赤坂並びに字

十七	十八	十九	二十	二八六〇番地先 道路敷
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

北平地内において事業地を変更する。
2 使用の部分
なし

山梨県告示第百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
笛吹市石和町松本字清水九三一番三、九三二番二及び九三四番四
- 二 道路の幅員
最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 三 道路の延長
四九・七四メートル

山梨県告示第百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、甲府市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の町の区域	丸の内三丁目九三三の二	変更後の町の区域	宝二丁目
	宝二丁目三七九の一部、三八〇の一部、三八一の一部、三八二の一部、三八三の一部、三八四の一部、三九〇の一部、三九一の一部、三九二の一部、三九三の一部、四〇一の一部、四〇二の一部、四〇三の一部、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇七の二の一部		寿町

四一九の一部、四二二の一部、四二四の一部、四二七の一部、四二九の一部、五〇一の一部、五〇二の一部、五〇三の一部、五〇四の一部、五〇五の一部、五〇六の一部、五〇七の一部、五〇八の一部、五〇九の一部、六一〇の一部、六一一の一部、六一二の一部、六一三の一部、六一四の一部、六一五の一部、六一六の一部、六一七の一部、六一八の一部、六一九の一部、六二〇の一部、六二一の一部、六二二の一部、六二三の一部、六二四の一部、六二五の一部、六二六の一部、六二七の一部、六二八の一部、六二九の一部、六三〇の一部、六三一の一部、六三二の一部、六三三の一部、六三四の一部、六三五の一部、六三六の一部、六三七の一部、六三八の一部、六三九の一部、六四〇の一部、六四一の一部、六四二の一部、六四三の一部、六四四の一部、六四五の一部、六四六の一部、六四七の一部、六四八の一部、六四九の一部、六五〇の一部、六五一の一部、六五二の一部、六五三の一部、六五四の一部、六五五及びこれらの区域に隣接する道路又は水路である国有地の全部

相生一丁目五二九の二の一部

宝二丁目

相生一丁目二、四、六の二、五二九の二の一部、五三六、五三七の二及びこれらの区域に隣接する道路又は水路である国有地の全部

寿町

山梨県告示第百九十五号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

売りさばき場所	住 所	氏 名	指 定 年 月 日
都留市田原三丁目一番二十一号	都留市田原三丁目一番二十一号	吉田智一	平成十七年三月十一日

甲府市丸の内一丁目十六番十六号	笛吹市御坂町下野原七百三十八番地の三	小俣友行	平成十七年三月十一日
-----------------	--------------------	------	------------

山梨県告示第九十六号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

売りさばき場所 都留市田原三丁目三番三号	住 所 都留市田原三丁目三番三号	氏 名 南都留郡町村会	廃 止 年 月 日 平成十七年三月三十一日
-------------------------	---------------------	----------------	--------------------------

山梨県告示第九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成十七年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下、「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下、「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
- 1 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者
- 2 令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者

- 3 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 4 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

- 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (一) 営業経歴書（第二号様式）
- (二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- (三) 身分証明書（個人の場合）
- (四) 印鑑証明書
- (五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- (六) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）
- (七) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- (八) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- (九) 誓約書（第三号様式）

- 2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。

- 3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

- 三 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十八年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

- 申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 1 商号又は名称
 - 2 代表者又は代理人
 - 3 所在地又は住所
 - 4 印鑑
 - 5 その他営業に関し重要な事項
- 五 資格の取消し
知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格

を取り消すことができる。

1 一の1から4までのいずれかに該当することとなったとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 山本 栄彦 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成17年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあっては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 誓約書（第3号様式）
- 10 口座振替依頼書
- 11 返信用封筒（80円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

第2号様式

(表面)

営業経歴書

※業種区分

① ふりがな 商号又は名称		② ふりがな 代表者氏名		③ 代表者印			
所在地	④ 本社(本店)	〒□□□-□□□□		電話 ()	()		
	⑤ 支店・営業所等			FAX ()	()		
	⑥ 工場			電話 ()	()		
⑦ 契約委任先	住所	〒□□□-□□□□		FAX ()	()		
	名称			電話 ()	()		
⑧ 営業種目(又は取扱品名)	⑨ 取引希望種目	第一希望	⑩ 営業担当者	部署名			
				職・氏名			
		第二希望		電話 ()	()		
				FAX ()	()		
		第三希望		⑪ 契約使用印鑑(印影)		⑫ 消費税法に規定する課税業者・免税業者の別	
課税業者 免税業者							
⑬ 総代理、代理又は特約している会社名							
総代理	代		特				
	理		約				
⑭ 自己資本の額	法人	イ 資本金	ロ 法定準備金	ハ 任意積立金	ニ 諸積立金	ホ 次期繰越利益	イ+ロ+ハ+ニ+ホ 計
	個人	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借	ニ 事業主貸		イ+ロ+ハ-ニ 計
⑮ 機械設備の額	機械装置類		車両運搬具類		工具器具備品類		計
	円		円		円		円
⑯ 従業員の数(支店・営業所等の従業員の数)	事務関係	営業関係	技術関係	常勤的に雇用しているパート等	家族従業員	計	うち身体障害者雇用
	人	人	人	人	人	人	人
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
⑰ 営業年数	創業	転廃(休)業	現組織へ変更	通算営業年数	県との取引開始年	⑱ 県税未納の有無	
	年月日	自 年月日 至 年月日	年月日	年 月 日	年 月 日	(満 年)	有・無
⑲ 製造販売等の実績高	決算期間別	イ 自 年月 至 年月	ロ 自 年月 至 年月	2事業年度の平均実績高 $\frac{イ+ロ}{2}$	流動比率	$\frac{流動資産}{流動負債} = \text{---} = \text{---} \%$	
	総売上	製造	円	円	円		
		販売					
		合計					
	合計のうち取引額	本庁					
出先							

(裏面)

② 契 約 実 績 等	主要仕入先 (物品のみ)	県内		県外	
	国 及 び 地方公共団体 (2年分)				
	主要契約(納品) 品先 その他一般 (2年分)	県内		県外	
取引金融機関					

④ 所 在 地 略 図	N ↑ — ↓
----------------------------	------------------

※ (機械設備を必要とする業務を申請する者のみ記入してください。)

⑤ 機 械 設 備	機 種	性 能	台 数	機 種	性 能	台 数

印 刷 使用OS _____ ワープロソフト _____	
------------------------------------	--

第3号様式

誓約書

申請者は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当の理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) (1) から(5) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

平成 年 月 日

山梨県知事 山本 栄彦 殿

申請者

印

山梨県告示第百九十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年三月三十一日

山梨県総合県税事務所長 三 神 雅 彦

氏名又は名称 有限会社くぬぎ 石油	主たる事務所又は事業所の所在地 山梨県甲斐市万才一三八 三番地	指定取消年月日 平成十七年二月二十八日
-------------------------	------------------------------------	------------------------

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年三月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨風力発電推進の会
 - 2 代表者の氏名 深澤永雄
 - 3 主たる事務所の所在地 南アルプス市鮎沢四百四十一番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、南アルプス市民を中心とした山梨県民に対して、地球温暖化抑制及び新エネルギーの普及等に関する事業を行い、地球環境の保全に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年三月十五日から同年五月十四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター

に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年三月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 心のケア・サポートセンター
 - 2 代表者の氏名 森孝吉
 - 3 主たる事務所の所在地 塩山市上萩原二千六百八十番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、青少年の犯罪をなくすために、非行のあった青少年本人やその親族、教育関係者に対して心のケアとサポートを中心とした非行克服に関する事業を行い、豊かで安らかな心が育まれる、安全・安心な地域社会を創造することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年三月十六日から同年五月十五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年三月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 くらしとすまいの相談室
 - 2 代表者の氏名 山田一郎
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市宝一丁目二十一番二十号農業共済会館一階
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、経験不足、知識不足のため、不当な不利益を被っている住宅需要者及び賃貸住宅需要者に対して、専門家の立場から需要者保護を目的とした支援を行い、広く公益に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年三月十一日から同年五月十日まで

● 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第四十九条第一項の規定により、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を次のとおり作成し、平成十七年四月一日から適用することとした。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 趣旨

この指針は、山梨県個人情報保護条例の規定に基づき、事業者が保有する個人情報の取扱いについて、事業者が自主的に適切な保護措置を講じるために具体的に準拠すべきものとして定めるものであり、知事その他の執行機関が条例を執行する際の基準となるものである。

二 対象とする個人情報等

1 この指針は、事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのすべてを対象とする。ただし、報道機関が報道の用に供する目的、著述を業とする者が著述の用に供する目的、学術研究機関が学術研究の用に供する目的、宗教団体が宗教活動の用に供する目的及び政治団体が政治活動の用に供する目的で行う個人情報の取扱いについては、この限りでない。

2 この指針における「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、これにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

3 個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する基本方針及び各省庁が策定した個人情報の保護に関するガイドラインの規定が適用される場合にあつては、当該ガイドライン等が適用されるものである。

三 個人情報の取扱いに関する事項

1 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定するものとする。

2 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

3 事業者は、特定された利用目的を本人が確認できるようにするものとする。

4 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

5 事業者は、利用目的、利用方法等から個人の権利利益に深刻な侵害をもたらすおそれのある個人情報を取得する場合には、個人の権利利益が侵害されないよう十分配慮するものとする。

6 事業者は、個人情報を取得するに当たっては、本人から取得するよう努めるものとする。

7 事業者は、本人の同意がある場合又は特別な理由がある場合を除き、個人情報を第三者に提供しないものとする。

四 個人情報の適正管理に係る事項

1 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 事業者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 事業者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

5 事業者は、個人情報の適正な取扱いが確保できるよう、従業者に必要な教育研修を行うよう努めるものとする。

6 事業者は、その取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、二次被害等の防止、類似事案の回避等の観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策の公表に努めるとともに、当該漏えい等に係る個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態におくよう努めるものとする。

五 自己情報の開示等に係る事項

1 事業者は、本人から自己情報について開示を求められたときは、特別な理由のない限り、これに応ずるものとする。

2 事業者は、本人から自己情報について訂正を求められたときは、必要な調査を行い、特別な理由のない限り、これに応ずるものとする。

3 事業者は、本人から自己情報について利用停止を求められたときは、必要な調査を行い、特別な理由のない限り、これに応ずるものとする。

4 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるとともに、その処理のため相談窓口を設置するなど必要な体制の整備に努めるものとする。

六 実施責任

1 事業者は、事業者の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、事業者が行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 事業者は、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

● 貸金業者の業務停止の処分

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条の規定により次のとおり貸金業者の業務停止を命じたので、同法第四十一条の規定により公告する。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び氏名
 - 1 商号又は名称 南西商事
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市国母一丁目十三番三十三号
 - 3 氏名 山田富美雄
- 三 登録番号 山梨県知事(七)第〇〇一九〇号
- 四 業務停止の期間 平成十七年三月二十五日から同年四月二十三日までの三十日間
- 五 業務停止の範囲 すべての業務（弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）

● 貸金業者の業務停止の処分

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条の規定により次のとおり貸金業者の業務停止を命じたので、同法第四十一条の規定により公告する。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び氏名
 - 1 商号又は名称 小林総業
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条新田百十三番地
 - 3 氏名 小林和子
- 三 登録番号 山梨県知事(五)第〇〇四五六号
- 四 業務停止の期間 平成十七年三月二十五日から同年四月二十三日までの三十日間
- 五 業務停止の範囲 すべての業務（弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）

● 貸金業者の業務停止の処分

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条の規定により次のとおり貸金業者の業務停止を命じたので、同法第四十一条の規定により公告する。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び氏名
 - 1 商号又は名称 ひまわり信販
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原八百二十一番地四
 - 3 氏名 大下公治
- 三 登録番号 山梨県知事(一)第〇〇六六一号
- 四 業務停止の期間 平成十七年三月二十五日から同年四月二十三日までの三十日間
- 五 業務停止の範囲 すべての業務（弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）

● 貸金業者の業務停止の処分

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条の規定により次のとおり貸金業者の業務停止を命じたので、同法第四十一条の規定により公告する。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年三月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び氏名
 - 1 商号又は名称 ミキバンク
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千五百十一番地
 - 3 氏名 齊藤美さほ
- 三 登録番号 山梨県知事(一)第〇〇六六六号
- 四 業務停止の期間 平成十七年三月二十五日から同年四月二十三日までの三十日間
- 五 業務停止の範囲 すべての業務（弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十七年三月二十二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十七年三月三十一日

- 一 作業種類 基本測量（機動連続観測）
- 二 作業期間 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

● 土地区画整理事業の換地処分
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分した旨の届出があった。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称 甲府市
- 二 施行区域に含まれる地域の名称 甲府市寿町、宝二丁目、丸の内三丁目及び相生二丁目の各一部
- 三 事業計画決定の年月日 昭和六十年一月二十五日
- 四 土地区画整理事業の名称 甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地 甲府市丸の内一丁目十八番一号
- 六 換地計画認可の年月日 平成十七年一月二十六日
- 七 換地処分完了の年月日 平成十七年二月二十八日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 組合の名称 南アルプス市柿平土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所内

- 三 施行地区 南アルプス市大字小笠原字柿平及び字一ノ出しの各一部、大字上宮地字牧野の一部並びに大字桃園字西原の一部
- 四 設立認可の年月日 平成四年六月三日
- 五 変更後の事業施行期間 平成四年度から平成十七年度まで
- 六 変更認可の年月日 平成十七年三月三十一日

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲斐市西八幡字西冷間二二三四の一、二二三四の五、二二三七の一及び二二三七の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都練馬区下石神井四丁目一番七号 株式会社松屋フーズ 代表取締役 瓦葺利夫

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市八代町北字鏡田三一九二の一、三一九四、三一九五、三一九六、三一九七、三一九八の一、三二〇〇、三二〇一、三二〇三の一及び三二〇三の三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域

水路 次図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建设部及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条三千六百番地 株式会社アピオ 代表取締役 秋山進

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中、「以下同じ。」の下に、「及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を、」、再任用短時間勤務職員」の下に、「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第十条、第十条の二第一項及び第四項並びに第十二条第一項及び第三項中、「再任用短時間勤務職員」の下に、「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会

規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中、「以下同じ。」の下に、「及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第一号に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を、」、再任用短時間勤務職員」の下に、「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第九条、第九条の二第一項及び第四項並びに第十一条第一項及び第三項中、「再任用短時間勤務職員」の下に、「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十三号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中、「農林漁業改良普及手当」を、「農林漁業普及指導手当」に改める。

第五条第二項第二号中、「農林漁業改良普及手当」を、「農林漁業普及指導手当」に改め、同条第三項第一号中、「第二条第三項」を、「第二条第四項」に、「第三条第三項」を、「第三条第四項」に改め、同項第二号中、「に規定する短時間勤務の職を占める」を、「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に改め、同項に次の一号を加える。

三 任期付短時間勤務職員（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号。以下「任期付職員条例」という。）第四条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。） 県職員勤務時間条例第二条第三項又は学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を七からその者の一週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数

第三十条第二項を次のように改める。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十一に掲げる調整基本額にその者に係る別表第十の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額とする。

第三十条に次の一項を加える。

第三十条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に当該各号に定める数を乗じて得た額その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。ただし、その額が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 再任用短時間勤務職員 県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 任期付短時間勤務職員 県職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

別表第二第一号の表十級の項中第一号及び第二号を次のように改める。

- 1 本庁の部長、政策秘書室長、林務長、理事、局長、県民室長、次長、技監、教育次長又は議会の事務局次長の職務
- 2 委員会の事務局長の職務

別表第二第一号の表十一級の項中第一号を次のように改める。

- 1 複雑かつ困難な業務を所掌する本庁の部長、政策秘書室長、林務長、政務理事、理事、局長、県民室長又は教育次長の職務

別表第二第一号の表十一級の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表備考中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

別表第十中央病院の項(10)中「医事課」を「総合相談センター」に改める。

別表第十三知事の事務部局の部本庁の項中「政務理事」を「政務理事」に、「防災危機管理監」を「防災危機管理監」に、

総括技術審査監	三	種
危機管理監	四種（人事委員会 会が認める者に あつては三種）	

を「総括技術審査監」三種に、「少子化

「少子化対策推進監」「工事施工管理監」

対策推進監」を「発達障害対策監」に、「商工団体指導監」を「工事施工管理監」に、「職業能力開発監」を「職業能力開発監 国際観光振興監」に改め、同部自動車税事務所の項中「次長」を「次長 七種（人事委員会
会が認める者に
あつては六種）」に改め、同部女子短期大学の項を次のように改める。

県立大学	
事務局次長	六種（人事委員会 会が認める者に あつては五種）
事務局長	二種（人事委員会 会が認める者に あつては一種）

別表第十三知事の事務部局の部富士ふれあいセンターの項中

次長	七種
----	----

次長	七種（人事委員会 会が認める者に あつては六種）
----	--------------------------------

に改め、同部看護大学の項及び看護大学短期大学の項を

副所長	三種（人事委員会 会が認める者に あつては二種、研究職給料表の適用 を受ける者にあつては五種）
-----	--

削り、同部環境科学研究所の項中

副所長	二種（人事委員会 会が認める者に あつては一種、研究職給料表の適用 を受ける者にあつては五種）
-----	--

に改め、同部深城ダム建設事務所の

項を次のように改める。

深城ダム管理事務所	所長	五種
-----------	----	----

「県史編さん室長」

別表十三教育委員会事務局の部本庁の項中 博物館建設室長」を「県史編さん室長」に、「冬季国体推進監」を「文化財指導監」に改め、同部美術館の項の次に次のように加える。

博物館	副館長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）
	学芸幹	八種（人事委員会が認める者にあつては七種）
参事兼副館長		四種

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十四号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同項第二号中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に改める。

第二十七条の二第一項第一号中「看護大学」を「県立大学」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる職

百分の十二

イ 県立大学の研究科長の職

ロ 県立大学及び看護大学短期大学の学生部長の職

ハ 県立大学の附属図書館の館長の職

ニ 県立大学のセンター長の職

別表第六看護大学の項中「看護大学」を「県立大学」に、「大学院看護研究科」を「大学院看護学研究科」に改める。

附則
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十五号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同項第二号中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に改め、同項に次の一号を加える。

三 任期付短時間勤務職員（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号。以下「任期付職員条例」という。）第四条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。） 県職員勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を七からその者の一週間当たり

の週休日である日の数を減じたもので除して得た数
第二十四条の四第二項を次のように改める。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十に掲げる調整基本額にその者に係る別表第九の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額とする。

第二十四条の四に次の一項を加える。
3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 再任用短時間勤務職員 県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数
二 任期付短時間勤務職員 県職員勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

別表第七本部の項中「少年対策室長」を「生活安全捜査室長」に、「暴力団対策室長」を「組織犯罪捜査室長」に、「監察官」を「監察官」に改める。
「国際捜査室長」を「地域安全対策官」に改める。
別表第十一級の項中「5号警7.983円」の次に、「中海庁職員7.348円」を加え、備考として次のように加える。

備考 任期付職員とは任期付職員条例第三条又は第四条の規定により採用された職員をいう。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第五条の二第一項」を「第五条の三第一項」に改める。

第二条第二号中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二

項の規定により採用された」に改め、「と(以下)の下に」を「山梨県一般職の任期付職

員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号。以下「任期

付職員条例」という。)第四条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務

職員」という。)を加え、同条第三号中「再任用短時間勤務職員」の下に「任期付

短時間勤務職員」を加える。

第四条中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員又は任期付短時

間勤務職員」に改める。

第四条の四第一項第三号を次のように改める。

三 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員(人事委員会が認める

者に限る。)

第五条第二項に次の一号を加える。

五 法第二十六条の二の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

については、その二分の一の期間

第五条第三項中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公

立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

第七条第三号中「第五条の二第二項」を「第五条の三第二項」に改める。

第十一条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 法第二十六条の二の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十三条第一号中「又は第二十八条の五第一項」を「、第二十八条の五第一項又は第

二十八条の六第一項若しくは第二項」に改める。

別表第一の表十二の部中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十七号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同条中

「平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、人事委員会規則で定め

る割合は百分の五十」を「、平均一箇月当たりの通勤所要回数が次の各号に掲げる職員

とし、人事委員会規則で定める割合は、当該各号に定める割合」に改め、同条に次の二

号を加える。

一 十回未満の職員 百分の五十

二 十回以上十五回未満の職員 百分の二十五

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十八号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「生活保安課」を「生活安全企画課」に改める。
第十五条第一項中「、中央病院」及び「、深城ダム建設事務所」を削る。

第十九条第一項中「深城ダム建設事務所」を「深城ダム管理事務所」に改める。
第三十三条第一項を次のように改める。

手当の額が月額で定められているもの（次項において「月額手当」という。）にかかるとの各号に掲げる職員に対する当該手当の額は、この規則の規定にかかわらずこの規則の規定により受けるべき額に当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 再任用短時間勤務職員（地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員をいう。） 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「県職員勤務時間条例」という。）第二十条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数
二 任期付短時間勤務職員（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第四条の規定により採用された職員をいう。） 県職員勤務時間条例第二十条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

附則
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十九号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 堀 内 茂

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規

定により採用された」に、「もつて」を「もつて」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 堀 内 茂

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に改め、同条第一号中「又は第二十八条の五第一項」を「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十一号

再任用短時間勤務職員の給料月額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 堀 内 茂

再任用短時間勤務職員の給料月額に関する規則の一部を改正する規則（平成十三年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

本則中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に、「及び」を「又は」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第四条の規定により採用された職員について、山梨県職員給与条例第八条の九又は山梨県警察職員給与条例第八条の八の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

規則 山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則（平成十六年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二項」を「第七条第二項」に、「第七条」を「第十条」に改める。

第三条中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第四条中「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十三号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

規則 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（人事委員会が定める地域又は公署）

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。）第十九条第一項、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「学校職員給与条例」という。）第十五条第一項及び山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号。以下「警察職員給与条例」という。）

第二十条第一項（以下「県職員給与条例第十九条第一項等」という。）の人事委員会

が定める地域又は公署は、別表第一に掲げる地域又は別表第二に掲げる公署とする。第二条を削る。

第三条に見出しとして「（世帯主である職員）」を付し、同条中「第十九条」を「第十九条第二項」と、「第十五条」を「第十五条第二項」と、「第二十条並びにこの規則において、」を「第二十条第二項（以下「県職員給与条例第十九条第二項等」という。）」に改め、同条第一号中「扶養親族」の下に「（職員給与条例第十三条第一項、学校職員給与条例第十二条第二項及び警察職員給与条例第十四条第一項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。（人事委員会が定める場合及び額）

第三条 職員給与条例第十九条第三項、学校職員給与条例第十五条第三項及び警察職員給与条例第二十条第三項の人事委員会が定める場合及び額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 職員給与条例第三十四条第三項、学校職員給与条例第二十一条第三項及び警察職員給与条例第三十二条第三項の規定により給与の支給を受ける場合 職員給与条例第十九条第二項等の規定による額に百分の八十を乗じて得た額

二 職員給与条例附則第五項、学校職員給与条例附則第五項及び警察職員給与条例附則第七項の規定の適用を受ける場合 職員給与条例第十九条第二項等の規定による額からその半額を減じた額

三 次に掲げる職員のいずれかに該当する場合 零

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

ロ 地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされている職員（イに掲げる職員を除く。）のうち職員給与条例第三十四条、学校職員給与条例第二十一条及び警察職員給与条例第三十二条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

ハ 地方公務員法第二十九条の規定により停職にされている職員

ニ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている職員

ホ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

ヘ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしている職員

ト 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしている職員

チ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）第十七条又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年

山梨県条例第二十七号（第十八条の規定による無給休暇の承認を受けている職員
リ 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四
十三号））第二条第一項の規定により派遣された職員のうち、給与の支給を受けて
いない職員

又 本邦外にある職員亦に掲げる職員並びに職員給与条例第十九条第一項第一号、
学校職員給与条例第十五条第二項第一号及び警察職員給与条例第二十条第二項第
一号に掲げる職員を除く。）

第四条及び第五条を次のように改める。

（支給日等）

第四条 寒冷地手当は、基準日（県職員給与条例第十九条第一項等に規定する基準日を
いう。以下この条において同じ。）の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、
支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給すること
ができないときは、支給日後に支給することができる。

2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員（県
職員給与条例第十九条第一項等に規定する支給対象職員をいう。次項において同じ。）
には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 支給対象職員が基準日の属する月にその所属する任命権者を異にして異動した場合
における当該基準日に係る寒冷地手当は、当該基準日に支給対象職員が所属する任命
権者において支給する。この場合において、支給対象職員の異動が支給日前であると
きは、その際支給するものとする。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、寒冷地手当に関し必要な事項は、人事委員会が
定める。

第六条から第十条までを削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

地	域
富士吉田市	
東山梨郡のうち三富村及び大和村	
東八代郡のうち芦川村	
西八代郡のうち上九一色村	
北巨摩郡のうち高根町、長坂町、大泉村及び小淵沢町	
南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町	
北都留郡のうち小菅村及び丹波山村	

長野市

備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定
める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示され
た地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有する
ものの区域の変更によつて影響されないものとする。

別表第二（第一条関係）

所 在 地	公 署
甲府市川窪町浦の山九七二	荒川ダム管理事務所
大月市七保町瀬戸二三〇八の一	深城ダム管理事務所
南アルプス市芦安交通五五三	峡中地域振興局林務環境部南アルプス林道課
北杜市須玉町比志三七八三の一	大門・塩川ダム管理事務所塩川ダム管理課
塩山市上萩原一五一八の四	神金小学校
山梨市牧丘町柳平四三	牧丘第一小学校柳平分校
大月市笹子町吉久保一九六	笹子小学校
南アルプス市芦安交通三三五	芦安小学校
南アルプス市芦安交通三五〇	芦安中学校
北杜市須玉町比志三六一一の六	増富小学校
南都留郡西桂町小沼一八七四	西桂小学校
南都留郡西桂町下暮地八八四の一	西桂中学校
大月市笹子町黒野田一三二四	笹子警察官駐在所
南アルプス市芦安芦倉七六九	芦安警察官駐在所
北杜市須玉町比志三九三六の二三	増富警察官駐在所
北杜市白州町下教来石四八の二二	鳳来警察官駐在所
南巨摩郡早川町新倉一二二の一	新倉警察官駐在所

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この項から附則第六項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。

- 一 改正職員給与条例 山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨
県条例第二十一号）をいう。
- 二 改正学校職員給与条例 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十
七年山梨県条例第二十二号）をいう。

三 改正警察職員給与条例 山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第二十三号）をいう。

四 改正後の職員給与条例 改正職員給与条例による改正後の山梨県職員給与条例をいう。

五 改正後の学校職員給与条例 改正学校職員給与条例による改正後の山梨県学校職員給与条例をいう。

六 改正後の警察職員給与条例 改正警察職員給与条例による改正後の山梨県警察職員給与条例をいう。

七 旧寒冷地 改正職員給与条例附則第二項第三号、改正学校職員給与条例附則第二項第三号及び改正警察職員給与条例附則第二項第三号に規定する旧寒冷地をいう。

八 経過措置対象職員 改正職員給与条例附則第二項第五号、改正学校職員給与条例附則第二項第五号及び改正警察職員給与条例附則第二項第五号に規定する経過措置対象職員をいう。

九 基準在勤地域 改正職員給与条例附則第二項第六号、改正学校職員給与条例附則第二項第六号及び改正警察職員給与条例附則第二項第六号に規定する基準在勤地域をいう。

十 基準世帯等区分 改正職員給与条例附則第二項第七号、改正学校職員給与条例附則第二項第七号及び改正警察職員給与条例附則第二項第七号に規定する基準世帯等区分をいう。

十一 みなし寒冷地手当基礎額 改正職員給与条例附則第二項第八号、改正学校職員給与条例附則第二項第八号及び改正警察職員給与条例附則第二項第八号に規定するみなし寒冷地手当基礎額をいう。

十二 支給対象職員 改正職員給与条例附則第七項、改正学校職員給与条例附則第七項及び改正警察職員給与条例附則第七項に規定する支給対象職員をいう。

十三 世帯等の区分 改正職員給与条例による改正前の山梨県職員給与条例第十九条第四項、改正学校職員給与条例による改正前の山梨県学校職員給与条例第十五条第四項及び改正警察職員給与条例による改正前の山梨県警察職員給与条例第二十条第四項に規定する世帯等の区分をいう。

十四 基準日 改正後の職員給与条例第十九条第一項、改正後の学校職員給与条例第十五条第一項及び改正後の警察職員給与条例第二十条第一項に規定する基準日をいう。

十五 改正職員給与条例附則第二項第五号イ等に掲げる職員 改正職員給与条例附則第二項第五号イ、改正学校職員給与条例附則第二項第五号イ及び改正警察職員給与条例附則第二項第五号イに掲げる職員をいう。

十六 改正職員給与条例附則第二項第五号ロ又は八等に掲げる職員 改正職員給与条例附則第二項第五号ロ又は八、改正学校職員給与条例附則第二項第五号ロ又は八及び改正警察職員給与条例附則第二項第五号ロ又は八に掲げる職員をいう。

3 この規則による改正後の寒冷地手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定は、改正職員給与条例附則第三項から第五項まで、改正学校職員給与条例附則第三項から第五項まで及び改正警察職員給与条例附則第三項から第五項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置職員である者についてそれぞれ準用する。この場合において、改正後の規則第三条中「職員給与条例第十九条第三項」とあるのは、「改正職員給与条例附則第六項の規定により読み替えて準用する改正後の職員給与条例第十九条第三項」と、「学校職員給与条例第十五条第三項」とあるのは、「改正学校職員給与条例附則第六項の規定により読み替えて準用する改正後の学校職員給与条例第十五条第三項」と、「警察職員給与条例第二十条第三項」とあるのは、「改正警察職員給与条例附則第六項の規定により読み替えて準用する改正後の警察職員給与条例第十九条第三項」と、同条第一号及び第二号中「職員給与条例第十九条第二項等」とあるのは、「改正職員給与条例附則第三項から第五項まで、改正学校職員給与条例附則第三項から第五項まで及び改正警察職員給与条例附則第三項から第五項まで」と読み替えるものとする。

4 改正職員給与条例附則第七項、改正学校職員給与条例附則第七項及び改正警察職員給与条例附則第七項に規定する寒冷地手当の支給については、次に定めるところによる。

一 基準日（その属する月が平成十八年三月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正職員給与条例附則第二項第五号イ等に掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 経過措置対象職員であつて改正職員給与条例附則第二項第五号イ等に掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成十七年三月三十一日以降における世帯等の区分によつて基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額

ロ 次に掲げる額のうちいずれか高い額

(1) 経過措置対象職員であつて改正職員給与条例附則第二項第五号ロ又は八等に掲げる職員のうちいずれかに該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成十七年三月三十一日以降における世帯等の区分によつて基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から六千円を減じた額

(2) (1)の基準世帯等区分により改正後の職員給与と条例第十九条第二項、改正後の学校職員給与と条例第十五条第二項及び改正後の警察職員給与と条例第二十条第二項の規定を適用したとしたならば算出される最も低い寒冷地手当の額（以下「最低新手当額」という。）

二 基準日（その属する月が平成十八年十一月から平成十九年三月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正職員給与と条例附則第二項第五号イ等に掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 経過措置対象職員であつて改正職員給与と条例附則第二項第五号イ等に掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成十七年三月三十一日以降における世帯等の区分によつて基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から八千円を減じた額

ロ 最低新手当額

五 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者の寒冷地手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 改正後の規則第三条第一号に掲げる場合 同号の規定の例による額
- 二 改正後の規則第三条第二号に掲げる場合 同号の規定の例による額
- 三 改正後の規則第三条第三号に掲げる場合 零

六 人事交流等により山梨県職員給与と条例、山梨県学校職員給与と条例及び山梨県警察職員給与と条例の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員となつた者であつて、平成十七年三月三十一日以降の職員以外の地方公務員、国家公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日（その属する月が平成十九年三月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者となるものに対しては、この場合において改正職員給与と条例附則第三項から第六項まで、改正学校職員給与と条例附則第三項から第六項まで若しくは改正警察職員給与と条例附則第三項から第六項まで又は前三項の規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。

山梨県人事委員会規則第二十四号

職員任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 堀内 茂

職員任用に関する規則の一部を改正する規則
職員任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 任期付職員採用試験（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第三条の規定に基づき任期を定めて採用される職員の採用試験をいう。以下同じ。）

第十一条第一項中「第四条第二項第四号及び第五号」を「第四条第二項第六号及び第七号」に改め、同条第二項中「第四条第二項第四号及び第五号」を「第四条第二項第六号及び第七号」に改め、「第二次試験」の下に「及び第三次試験」を加える。

別表第一の一の表中

小中学校栄養職員採用試験	医療職給料表（一）級別標準職務表の職務の級一級の職及び二級の職	を
小中学校栄養職員採用試験	行政職給料表級別標準職務表の職務の級一級の職 二 公安職給料表級別標準職務表の職務の級一級の職	に

改める。

別表第二中

警察官採用試験A	警察官A（男性） 警察官A（女性） 警察官A（男性） / 武道指導	巡査である警察官の職	を
警察官採用試験B	警察官B（男性）	実技試験（武道指導） 人物試験 論文（A）、 作文（B）	を

試験 B	警察官B(女性) 警察官B(男性) / 武道指導)		体力検査 身体検査 資格調査
------	---------------------------------	--	----------------------

警察官採用 試験 A	警察官A(男性) 警察官A(女性) 警察官A(男性) / 武道指導)	巡査である警察 官の職	教養試験 実技試験(警察官A(男性/ 武道指導)及び警察官B(男 性/武道指導)に係るもの に限る。) 人物試験 人物試験 論文(警察官採用試験Aに 係るものに限る。) 作文(警察官採用試験Bに 係るものに限る。) 体力試験(警察官A(男性/ 武道指導)及び警察官B(男 性/武道指導)に係るもの を除く。) 身体検査 資格調査
警察官採用 試験 B	警察官B(男性) 警察官B(女性) 警察官B(男性) / 武道指導)		

小中学校栄 養職員採用 試験	学校栄養	公立小中学校又 は共同調理場に 勤務し、学校給 食に関する専門 的業務に従事す る職	教養試験 専門試験(五肢選択) 人物試験 人物試験 作文 身体検査 資格調査
----------------------	------	---	--

小中学校栄 養職員採用 試験	学校栄養	公立小中学校又 は共同調理場に 勤務し、学校給 食に関する専門 的業務に従事す る職	教養試験 専門試験(五肢選択) 人物試験 人物試験 作文 身体検査 資格調査
----------------------	------	---	--

を に

任期付職員 採用試験	別に定める	別に定める	教養試験 専門試験(人事委員会が必 要と認める試験職種に限る 。) 人物試験 人物試験 作文 体力試験(人事委員会が必要 と認める試験職種に限る 。) 身体検査 資格調査
---------------	-------	-------	--

改める。
別表第二備考第十号を次のように改める。
十 「体力試験」とは、職務遂行上必要な体力についての実地試験をいう。
別表第三の一の表中

小中学校事務職員採用試験	高等学校卒業程度
--------------	----------

小中学校事務職員採用試験	高等学校卒業程度
任期付職員採用試験	高等学校卒業程度

改める。

別表第四職員採用上級試験の項第3号の表中

農業	改良普及員(農業経 営)又は改良普及員 の資格
生活改良	改良普及員(生活経 営)又は改良普及員 の資格

を削る。
別表第四の表中

公安委員会

山梨県公安委員会規則第八号

猟銃用火薬類の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 奥 信 一

猟銃用火薬類の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

猟銃用火薬類の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則（昭和四十一年山梨県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の許可をするときは、猟銃用火薬類等譲受許可証に山梨県公安委員会公印規程（昭和三十七年山梨県公安委員会規程第一号。以下、「公印規程」という。）第二条に規定する別表第一の九号印を押し付けて交付するものとする。

3 第一項の許可をするときは、猟銃用火薬類等譲受許可証に公印規程第一条に規定する別表第一の三号印を押し付けて交付するものとする。

第五条第一項中「及び第三項」を削り、同条第二項中「昭和 年 月 日許可山梨県公安委員会」という。を「公印規程」に、「四号印」を「九号印」に改める。

第六条中「第三条」を「第三条第一項」に、「別記様式第一号」を「第一号様式」に、「うえ」を「上」に、「四号印」を「九号印」に、「別記様式第二号」によりすみやかに「を」第二号様式により、速やかに、警察本部生活安全部生活安全企画課（次条において「主管課」という。）に改める。

第七条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「別記様式第一号の譲渡（受）許可取消通知書」を「第一号様式の許可の取消し通知書」に、「別記様式第二号」によりすみやかに「を」第二号様式により、速やかに、主管課に改める。

第八条の見出し中「書換、再交付」を「書換え及び再交付」に改め、同条中「し、公印規程第二条に規定する別表第一の四号印を押し」を削り、同条に次の一項を加える。

2 再交付する場合は、許可証の上部余白に「再交付」と朱書するものとする。

第九条中「に、公印規程第二条に規定する別表第一の一号印を押し、別記様式第三

小中学校栄養職員採用試験
試験の公告の日の属する年度の四月一日現在で満十九歳以上満二十九歳未満の者であつて、栄養士の免許を現に有し、又は試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのあるもの

小中学校栄養職員採用試験
試験の公告の日の属する年度の四月一日現在で満十九歳以上満二十九歳未満の者であつて、栄養士の免許を現に有し、又は試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのあるもの

任期付職員採用試験
別に定める

改める。

別表第七第八号中「地方公務員法」を「地方公務員」に改め、次の一号を加える。

九 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第四条の規定に基づき任期を定めて採用される職で選考方法につき人事委員会の定める基準を満たすもの

別表第八に次の一号を加える。

七 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第四条の規定に基づき任期を定めて採用される職

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務専決規程（昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十七号中「及び訂正」を、「訂正及び利用停止」に改める。

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

号」を「第三号様式」に、「うえ」を「上」に、「配付する」を「配布する」に改める。

第十条中「別記様式第四号」を「第四号様式」に改める。

別記様式第一号中「別記様式第1号」を「第1号様式（第6条・第7条関係）」に、「防発第 年 月 日」を「第 号 昭和 年 月 日」に改める。

別記様式第二号中「別記様式第2号」を「第2号様式（第6条・第7条関係）」に、「防発第 年 月 日」を「第 号 昭和 年 月 日」に改める。

別記様式第三号中「別記様式第3号」を「第3号様式（第9条関係）」に、「許可証用紙配付台帳」を「許可証用紙配付台帳」に、「配付年月日」を「配布年月日」に改める。

別記様式第四号中「別記様式第4号」を「第4号様式（第10条関係）」に、「防発第 年 月 日」を「第 号 昭和 年 月 日」に改める。

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第九号

山梨県公安委員会公文規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県公安委員会公文規則の一部を改正する規則

山梨県公安委員会公文規則（平成十三年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前条第5号から第7号までの公文書については、年度ごとの一連番号とする。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第十号

山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

山梨県公安委員会行政文書管理規則（平成十三年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「及び山梨県立文学館」を、「山梨県立文学館及び山梨県立博物館」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

その他

山梨県立女子短期大学学内規程第二十七号

山梨県立女子短期大学行政文書管理規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県立女子短期大学

学長 鶴 見 直 弘

山梨県立女子短期大学行政文書管理規程を廃止する規程

山梨県立女子短期大学行政文書管理規程（平成十二年山梨県立女子短期大学学内規程第二十七号）は、廃止する。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

正誤

ページ	段	行	誤	正
四一			第12号様式（第23条 関係）	第12号様式（第22条 関係）

昭和五十一年三月十六日山梨県規則第九号（山梨県公害防止条例施行規則）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番